

○司会 これより本日のヒアリングを始めさせていただきます。

最初は、東京都食品衛生協会の皆様でいらっしゃいます。

（一般社団法人東京都食品衛生協会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきます。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 こんにちは。東京都食品衛生協会の皆様方には、日頃から東京都の施策に対しましてのご理解、ご協力いただいております。ありがとうございます。

食中毒はじめ、衛生上の危害の発生を防止するための普及啓発、そしてまた、食品関係に従事されている方々の育成などを通じて、都民の健康の増進、そして、食品業界の安全性の向上にご尽力いただいております。

現場の実態に一番お詳しい皆様方から、直接お話を伺い、ご意見、ご要望も伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひともお聞かせいただきますようお願いいたします。

○一般社団法人東京都食品衛生協会（三田会長・理事長） 東京都食品衛生協会の三田でございます。本日は、小池知事様はじめ、東京都の幹部の皆様には、大変お忙しい中、また、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、当協会は、中小の食品等事業者を中心として、創設以来、食中毒等の発生防止と食品業界の安定と発展に寄与するための活動を展開し、都民への健康増進に貢献してまいりました。東京都との連携を図り、自主的衛生管理の普及啓発を中心とする食品衛生自治指導員による巡回指導活動の強化、食の安全確保への取組に努めてまいる所存でございます。そのために、東京都からのご支援を賜りたく、ご要望させていただきます。

なお、詳細については、福島常務理事より説明いたしますので、特段のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

○一般社団法人東京都食品衛生協会（福島常務理事） 事業部門を担当しております福島でございます。

私から、令和8年度予算要望につきましてご説明申し上げます。

初めに、1、食品衛生教育等事業委託について。

食品衛生教育等事業の委託及び委託費について必要額を確保されたいとなります。本文6行目からとなります。

令和3年6月には、改正食品衛生法が完全施行され、原則全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務づけられましたが、その導入、定着を図るためには、継続的に様々な手段を用いて周知することが欠かせません。当協会では、小規模飲食店向けの手

引書に基づいた食品衛生管理ファイルを作成し、全ての会員に配付して、活用方法等の指導を引き続き実施してまいります。

また、東京都をはじめとする行政庁のご指導をいただきながら、食品衛生自治指導員による巡回指導の強化や腸内病原微生物検査、検便を実施するとともに、従事者教育講習会や業種別講習会などを開催して、法律等の改正や食中毒予防対策など、最新情報の普及啓発に努めてまいります。

さらに、食品衛生街頭相談所の開設やリスクコミュニケーションの場となる消費者懇談会の開催などを通じて、消費者に対し、的確な情報の提供に努めるとともに、動画配信を行うなど、オンラインによる情報提供にも取り組み、食の安全・安心を確保するため、自主管理体制の確立に努めてまいります。

これらの事業の円滑な推進を図るため、令和8年度食品衛生教育等事業に関わる東京都からの委託について、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

次に、2、保菌者検索事業委託について。腸管出血性大腸菌O157、サルモネラの保菌者検索及びノロウイルス発生動向調査事業の委託及び委託費について必要額を確保されたいとなります。

本文5行目からとなります。保菌者検索事業及びノロウイルス発生動向調査は、食中毒の予防対策として極めて有効であることから、令和8年度も当協会に対する事業委託について、引き続き特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

次に、3、食品衛生向上への取組に対する民間事業者活用について。HACCPに沿った衛生管理の定着を図るため、推進事業について必要額を確保されたいとなります。

本文3行目からとなります。義務化されたHACCPは、営業施設がその取り扱う食品の特性に応じて実施する自主的衛生管理の取組であることから、行政による指導に加え、民間の食品衛生指導機関による助言等がその導入、定着に役立つものと考えます。

つきましては、営業施設等に対するHACCP導入、定着に当たっての技術的助言をはじめとする様々な支援等については、保健所によるものに加え、引き続き民間の食品衛生指導機関も活用して効果的に進めるべきと考えますので、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

以上、一般社団法人東京都食品衛生協会の要望とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 私のほうから、3点のご要望のうち、2点、お話しさせていただきます。

まず、1番目のHACCPが制度化されて以来、食品衛生管理の向上、ますます期待されているところでございますので、都といたしまして、皆様による食品関係営業者の自主衛生管理を向上していただく、また、従業員の健康管理などの積極的な取組が円滑に推進できますように支援をしてまいる考えでございます。

それから、保菌者の検索事業の委託についてでございます。

食品衛生対策というのは、食の安全や安心に直結をいたします。都民の暮らしを支える重要な取組と考えておりますので、食中毒発生防止の観点から、引き続き皆様と連携しながらしっかりと対応を図っていく考え方でございます。

その他のご要望、担当の局のほうからお答えさせていただきます。

○司会 山田保健医療局長、お願いします。

○保健医療局長 保健医療局長の山田でございます。いつもお世話になっております。

私からは、3点目の食品衛生向上のための民間事業者活用についてお答えをさせていただきたいと思います。

食品衛生の向上には、保健所を設置する区市に加えまして、食品衛生に関しまして専門的な知見を有します民間事業者の皆様方との協働が必要であるというふうに我々も考えております。

今後も様々な関係者と連携を図りながら、事業者の食品衛生向上の取組が円滑に進むよう支援をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

○司会 ご要望につきまして、今お答えをさせていただきました。

具体的には、今、来年度の予算編成が進んでいるところでございますので、この中で一つ一つ精査をさせていただきたいというふうに考えております。引き続きのご理解を賜ればと存じます。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(一般社団法人東京都食品衛生協会 退室)

○司会 続きまして、全東京葬祭業協同組合連合会の皆様でいらっしゃいます。

(全東京葬祭業協同組合連合会 入室)

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきます。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いします。

○小池知事 全東京葬祭業協同組合連合会の皆様方には、日頃より都政の施策に対しましてのご理解、ご協力いただいております。

葬祭サービスの品質向上に向けたガイドラインの策定、また、葬祭業に従事する方々の人才培养、さらには災害時の体制の整備など、幅広い取組にご尽力いただいております。

本日は、現場に精通されておられる皆様方からのご意見、ご要望を伺わせていただければと思います。

限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひともお聞かせいただきますようお願いいたします

す。

○全東京葬祭業協同組合連合会（演名会長） 全東葬連の演名でございます。今日はこういう時間をつくりていただきまして、本当にありがとうございます。

これから、私どもが今年度考えているご要望をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

説明のほうは、東京都の理事長のほうの鳥居からさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○全東京葬祭業協同組合連合会（鳥居理事） 全東京葬祭業協同組合連合会理事を務めております、東京都葬祭業協同組合の理事長、鳥居充でございます。大変恐縮ながら、着席のまま説明をさせていただきます。

平素は、当連合会の事業運営に深いご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

全東京葬祭業協同組合連合会は、日本最大の葬祭事業者の組織である全日本葬祭業協同組合連合会に加盟している5つの都内葬祭業協同組合の連合会であり、合計250社以上の所属員から成る団体であります。

前身である全東京葬祭業連合会の頃より、葬祭専門事業者団体として、幅広い組織化、共同購買事業、業界の健全な発展、葬祭事業の近代化、業界の倫理確立と地位向上、人材の育成による葬祭事業者の資質の向上、国内における災害時の緊急支援活動等に努めてきました。

会員は、都内とその近隣地域で急を要する葬儀のご要望に応えられるよう、24時間365日即応できる体制を整え、日々の業務に取り組んでおります。また、全日本葬祭業協同組合連合会では、自衛隊をはじめとする国の各官公庁と、また、当連合会としては都内基礎自治体と災害協定を締結し、大規模災害で被災された方々のご遺体の処置をできるよう、対策を整えております。

これまでの具体例として、東日本大震災の際には、当連合会より東北地方に数百本のひつぎの寄附をし、現地にてご遺体の納棺や搬送業務に協力したり、熊本や能登の被災時にも葬祭業に必要な物資の支援をしたりしてまいりました。

こうしたことから、当連合会は、東京都の葬儀、ひいては公衆衛生に不可欠であると自負しております。また、当連合会所属員は、消費者のご不幸の際に最も近くでお世話をさせていただいているため、葬儀における消費者の気持ちの代弁者であると考えております。公営火葬場設立に関して要望を申し上げます。

現在、東京都23区内では、9場の火葬場が稼働しておりますが、このうち都営1場、瑞江斎場、公営1場、臨海斎場で、残りの7場は民間企業が運営しております。墓地、埋葬等に関する法律の趣旨及び通達により、火葬場の経営に関しては、永続性と非営利性が確保されなければならないことから、その経営許可は、本来、地方公共団体に与えられるものであり、これにより難い事情がある場合でも、宗教法人、公益法人に限って与えるものとされています。23区内で火葬場を運営している民間企業は、法の施行以前より火葬場を

運営していたため、法26条によって既得権益が認められている状態であります、50年以上も既得権益が認められる現状は相応であるとは考えられません。

2023年に都内でお亡くなりになった方は13万7,241名いらっしゃいました。このうち23区内でお亡くなりになった人数が9万507名でした。23区内9火葬場が年間300日稼働したとすると、1日に300名の火葬をする必要があることになります。都営瑞江葬儀所は現在1日25名、公営臨海斎場は1日40名を受入れ限度としているところ、いずれも火葬を増枠する計画となっておりますが、それでも合わせて80名程度が最大であると説明を受けております。すなわち23区内公営火葬場では、お亡くなりになっている方の3割弱の火葬能力しか供給できておらず、火葬能力が不足していることは否めません。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、厚生労働省健康局が所管する多くの事業に関する細則制定権が都道府県から各基礎自治体に移譲されました。そのうちの一つが、墓地や火葬場の運営許認可権限の根拠となる墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例です。

この条例では、多少の文言の違いはあるものの、土葬は原則として認めない。焼骨のほかは埋葬してはならない。前2項にかかわらず、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可したときはこの限りでないとされています。第3項は、大規模災害時に火葬が間に合わなくなった場合に、火葬の順番待ちをするために仮埋葬するための予備的な規定であり、実際に平成24年から今日まで、23区内で土葬が認められたことはありません。また、他国で行われている化学薬品や菌を用いた遺体の処理方法は、刑法の死体損壊罪に抵触する可能性があります。現在の法の下では、日本国内で実行することはできません。すなわち23区内で葬儀をしようとする場合、亡くなった方を事実上火葬しなければならないルールが存在するにもかかわらず、これに対する潤沢な公営サービスが提供されていないことは問題であると考え、本来、火葬事業は公営事業であるべきところ、民間企業が寡占状態で火葬業務を担っている東京23区の状況は希有であり、また、公衆衛生等の観点からも危険があり得るため、この状況は早急に改善されなければなりません。

このため、都内基礎自治体に公営火葬場の設立に関する陳情が多数提出されました。そのほとんどが、採択、趣旨採択、継続審議となっていることを鑑みると、公営火葬場の設立に関して都民の要望があることは間違ひありません。

このことを考慮して、令和7年度予算では、公営火葬場設立の要望に対し、特別区都市計画交付金として300億円の予算をいただきました。物価が高騰していることもあり、この予算を400億円に増額することに加え、活用可能な都有地の情報提供を区長会等に行うとともに、定期借地や減額払下げ、設置費用支援の予算化に向けた具体的な検討をお願いいたします。また、墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例に定める火葬場の設置場所に関する基準の見直しも要望いたします。

次に、公営遺体安置所設立に関して要望いたします。

新型コロナウイルス感染症蔓延時に、東京都は、同感染症でお亡くなりになった方のご

遺体を受け入れる施設を有しませんでした。当初、同感染症は第2類に分類されていたため、ご遺体の取扱いには細心の注意が必要だったはずです。蔓延開始当初の数か月こそ予算を出して民間遺体安置所の受入れをしておりましたが、その後はご火葬までの間、民間人である葬儀業者にその管理を委ねられておりました。

今後、首都直下地震等の大規模災害が発生して多数の方がお亡くなりになることが予想されており、当連合会と災害協定を締結している各基礎自治体では、行政と当連合会が情報共有をしてその状況に備えて緊急時遺体安置場所の設置を検討してはおります。しかしながら、緊急時遺体安置所は多用途で利用されている施設を代用することが検討されていることが多く、感染症拡散等のリスク管理ができているとは考えられません。都は強靭化プロジェクトで複合災害にも備えるとしており、大規模地震と1類感染症等の複合災害も想定しておくべきと考えます。

今後の東京で、少なくとも2050年代以降までは死亡者数は増加し、多死社会を迎えることを鑑みると、感染症拡散抑止力があるとされる遠紫外線照明器具や冷蔵設備を有する公営遺体安置所を都として設立することは必要不可欠と考えます。

大規模災害時には、多数の物資が必要になります。ひつぎ、納体袋、個人防護具、衛生処置用具、このようなお亡くなりになった方を火葬まで安置する物資は、災害協定を締結している葬儀業者が提供できる量では不足することは必至であり、都が事前に相当量を備蓄しておくよう要望いたします。

また、大規模災害時には、冷蔵設備や遠紫外線照明器具だけでなく、ドライアイスの供給が困難になることが考えられます。特にドライアイスは、供給が困難になるだけでなく、屋内で多数のご遺体を安置した場合に、そこに多量のドライアイスを利用すると、二酸化炭素中毒の危険性が生まれます。このことは、厚生労働省も注視していることであり、ドライアイスや電気に頼らずにご遺体の維持ができる方法を検討するべきであると考えます。

例えばある福岡県の民間会社が発売している、常温でご遺体を保棺ができるような、大きさ的にもそれほどかさばらない商品を利用してご遺体の維持に努められるよう、これを潤沢に供給できるように、葬祭業者、または基礎自治体に補助していただくことを要望いたします。

最後に、区民葬儀利用者に対する助成制度設立に関して要望いたします。

23区内9場の火葬場のうち、6場を運営し、23区内の火葬の7割以上を担っている東京博善株式会社は、令和8年3月末をもって区民葬儀から撤退することを発表いたしました。区民葬儀は、葬儀専門業者、火葬事業者、靈柩搬送事業者が社会福祉のために任意で協力をしてきた仕組みであり、これに協力することについて、行政から区民葬儀への協力会社に対する補助金等は一切交付されておりません。

東京23区内の火葬料金が他地域と比べても高額であることは、昨今の報道等で広く知られるところとなっておりますが、東京博善の一般普通炉の火葬料金は令和8年4月から8万7,000円となるところ、近隣地域の公営火葬場ではおおむね1万円程度の消費者負担によ

り火葬が執り行われております。

東京博善が区民葬儀から撤退する一方で、同じ民営の火葬場であっても社会福祉の観点から区民葬儀の重要性を認識している戸田葬斎場、日華多磨斎場、これは府中市でございます。聖典谷塚斎場、こちらは埼玉県草加市でございます。これらは今後も区民葬儀への協力を継続する意向と伺っております。特別区長会では、区民葬儀利用者のうち、東京博善での火葬を希望する方に対して火葬料金の助成制度を設立すると発表されております。この助成制度は、東京博善において区民葬儀火葬券を利用できなくなることによる区民の経済的な負担軽減という公益目的を有する反面、自主的な判断により区民葬儀から撤退し、通常料金での火葬のみとしか取り扱わないことを決定した東京博善を事実上、利することになり、通常料金との差額を自己負担することで区民葬儀への協力を継続している他の民間火葬場との取扱いの不均衡を生じさせることにつながると考えます。

火葬事業は、区民生活にとって不可欠なものであり、本来行政が主体となって運営すべき公益的事業であることに加え、昨今の物価高騰の情勢に鑑みても、区民が広く低廉な価格で葬儀を行えるようにするという区民葬儀の目的の重要性は今日も失われているものではありません。そのため、区民葬儀への参加を継続する民営火葬場の負担軽減のため、東京博善以外の民営火葬場による区民葬儀の利用者に対しても、火葬料金の助成制度を設立できるよう、東京都からも予算をいただきたいと考えている次第でございます。私どもからの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 お話にもありましたように、今後高齢化による死亡者数の増加が予想されております。そういう中で、地域の実情に応じて、将来にわたる安定した火葬の体制を確保するということは重要と考えております。

このため、都内全体の火葬場の現状を精緻に把握する必要があると考えております。現在、実態の調査を実施しているところでございます。これからも特別区とも緊密に連携いたしまして、都内全体の死亡者数の長期の推計、また、火葬の能力などの状況を把握した上で、火葬場につきましての様々な観点から検討していきたいと考えております。

その他のご要望につきましては、担当の局のほうからお答えさせていただきます。

○司会 山田保健医療局長、お願ひいたします。

○保健医療局長 お世話になっております。

私のほうからは、2つ目の、まずは遺体安置所、災害物資の備蓄についてご回答をさせていただきたいと思います。

震災時や感染症、有事の際における遺体安置所の開設、運営につきましては、地域防災計画などに基づきまして、区市町村が実施することとされておりまして、都は、共通指針を作成して周知するなど、区市町村の取組を支援しているところでございます。

また、災害時におけるひつぎ等の葬祭用品等の供給につきましては、都内の団体が被災

することも想定いたしまして、全国組織を含めた複数の団体と協定を締結しているところでございます。

今後も区市町村と連携するとともに、連合会の皆様をはじめとした関係者の皆様のご協力をいただきながら、適切にご遺体を安置する体制の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、特別区の新たな助成制度についてでございますけれども、令和8年度から区民葬儀に関しまして、特別区が助成制度を検討しているということは承知しております。助成制度等の制度の詳細につきましては、現在、特別区において検討中と認識しております、都といたしましては、引き続き特別区の動向を注視していきたいと思っております。以上でございます。

○司会 いずれにしましても、来年度の予算編成の中で具体的に精査、あるいは特別区との調整をしてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きのご理解をいただければと存じます。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。

（全東京葬祭業協同組合連合会 退室）

○司会 続きまして、東京都歯科医師会の皆様でいらっしゃいます。

（公益社団法人東京都歯科医師会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきますので、お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 東京都歯科医師会の皆様方には、日頃より都政の施策に対しましてのご理解、ご協力を賜っております。

また、日頃から、ライフステージに応じた地域の歯科保健活動の推進、そして、都立心身障害者口腔保健センターの運営にもご尽力いただいているところでございます。

今日は、現場の実態に一番お詳しい皆様方から、ご意見、ご要望を伺う機会でございます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

○司会 では、都政へのご要望、ぜひともお聞かせください。お願いいいたします。

○公益社団法人東京都歯科医師会（北村会長） どうもこんにちは。公益社団法人東京都歯科医師会会长を拝命しております北村晃と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

小池知事におかれましては、都政にご尽力され、福祉保健充実のために、国に先駆けた東京発の行政改革を行っておられますことに心から敬意を表します。

先ほどお話ありました、飯田橋にあります心身障害者口腔保健センターですが、麻酔室がもう1室増設されまして、順調に患者さんの治療が進んでいると報告を受けております。

3か月待ちぐらいの予約だと聞いております。

また、都から指定管理を受けてます、その更新ですけれども、面談も無事終わりまして、また今後、センターでの診療に邁進していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

本会は、令和6年3月に改定されました「東京都歯科保健推進計画 いい歯東京」に示された方向性と目指すべき指標について、今年度も東京都と共に取組を進めてまいりたいと思っております。令和6年度の診療報酬改定で示されたのは、歯科医療はライフコース、すなわち乳幼児期から青年、壮年、そして高齢期までの生涯で、まずは幼少期で口腔機能を獲得してから、生涯にわたり、その人の口腔機能の維持に努める。具体的には、虫歯、歯周病の重症化予防、そして、壮年期、高齢期では、口腔機能の回復に努める。具体的には、義歯等での治療となりますが、いわゆる搖り籠から墓場まで連続して、その人の人生に寄り添うことができる、これが歯科医療の他科と違う特色でありまして、この考えを国が深く理解し、改定を通して実現しようとしていると我々解釈しております。

病気は病気になってから治すのではなく、先手を打って悪化を防ぐべきものであること。予防して病気に備えることが健康寿命の延伸につながるわけです。この予防の分野は、昭和の時代に虫歯の大洪水であったものを、令和になり、1人当たり1本に満たないところまで結果を出してきた、まさに我々歯科の専売特許であります。

我々歯科医師が、都民の皆さん一人一人に、健康寿命を延ばすため、将来にわたる口腔管理の必要性を分かりやすくアピールし続け、口腔はセルフケアとプロのケアで両輪で行う必要性を解説し続けること。つまり歯医者は痛くなつてから行くところではなく、痛くならないために行くところ、歯をぴかぴかにするために行くところであること。歯を磨かないのは、お風呂に入って頭を洗わないのと同じであること。この生涯にわたる口腔管理の必要性に対する都民の意識改革を目指していきたいと思っております。都民の健康のため、本年度も保健医療局、福祉局並びに東京都立病院と連携を強化させていただきまして、ライフコースに沿った地域医療活動を通じ、周術期の口腔ケア、在宅歯科医療、医療的ケア児へのアプローチ、高齢者への口腔管理、オーラルフレイル予防、介護予防といった健康長寿社会に直結する歯科保健サービスを多職種と連携し、行ってまいりますので、引き続き、特段のご配慮を賜りますことをお願い申し上げます。

それでは、重点項目についてご提案させていただきたいと存じます。

まず、オーラルフレイルに関する多職種との協働・情報共有についてです。

フレイルとは、虚弱、弱ることを意味し、オーラルフレイルとは、口のフレイルという意味の造語であります。口の機能低下に注目した概念です。例えば虫歯や歯周病を放置して歯が折れた、抜けた、そうなると、それまで噛めていたものが噛めなくなることがあります。自然と食べやすい柔らかいものを選択するようになります。いつの間にか柔らかいものを食べることが習慣となってしまって、そのために噛むための筋肉を使わなくなつて、結果として、噛む機能が低下してしまう。徐々に口の機能の低下が進行して食べ物の選択

肢が狭まりまして、栄養に偏りが生じることで心身機能の低下にもつながる。そして、全身のフレイルに進んでいく、フレイルのスタートであると考えられています。そのほか、歯が抜けたまま、発声時に息が漏れてしまったり、会話が弾まない、恥ずかしい、外出を控える、近所付き合いが希薄となる。このような負の連鎖が早めに気づくための重要なサイン、フレイルの始まり、これがオーラルフレイルであります。

2018年の調査によりますと、オーラルフレイルの人とそうでない人の比較は、2年以内に身体的フレイルを発症する確率が2.4倍、要介護状態になる確率も2.4倍、4年以内に死亡するリスクは約2倍という報告がございます。このことから、口のささいな衰えを甘く見てはいけないということです。

歯科医師会では、平成30年の間発信してきました8020運動に加えて、このオーラルフレイルという考え方を加え、令和の時代に広めていくこと、このことで健康長寿をサポートしていきたいと考えております。

このオーラルフレイルですが、8020運動より少し言葉の意味が分かりにくいという評判です。令和6年に日本老年医学会、それから日本老年歯科医学会、それから日本サルコペニアフレイル学会という3学会、このサルコペニアアンドエイジング学会という3学会が合同してオーラルフレイルO F – 5を発表しました。これは、1つ目は、歯は何本残っているか、それから、食べにくいことはあるか、むせやすいか、口が乾きやすいと感じるか、滑舌は悪くないかの5つのチェック項目を上げまして、そのうちの2項目以上が該当した場合、オーラルフレイルであるという指標を発表いたしました。検査機器がなくても、セルフチェック可能な、国民自身や歯科職種以外の多職種で評価可能であるという点が特徴であります。オーラルフレイルの概念と定義をより理解しやすく、かつ、評価しやすくする。特に口腔機能に関するフレイルの啓発及び多職種連携の推進を目的としているものであります。

これを広く周知するためにはどうしたらよいか。高齢者歯科健診の受診率は約3%程度という報告があります。これだけでは到底周知するには難しい面もあります。

そこで、高齢者の9割が通院している医科診療所、薬局等にお願いして、来院する患者さん皆さんへこのオーラルフレイルを普及させるためには、医師会、薬剤師会との連携して進めることができると考えております。

そこで、先ほどの5項目を掲載したオーラルフレイルを自らがチェックできるようにするリーフレットの作成を考えております。そして、医師会が提唱するフレイル健診、これには、フィジカル、肉体的なフレイル、ソーシャル、社交的なフレイル、メンタル、精神的なフレイル、そして、オーラルフレイル、これは医師会も提唱してくれておりますが、それから、成人眼科検診、高齢者難聴検診、認知症検診などの複数の検査を一元的に行う高齢者セット健診に歯科健診を加えたもの、これを医師会と共同して実施していきたいと考えております。

このことから、これらの歯科健診に対する予算をお願いいたします。また、健診の結果

をお薬手帳やスマホに入れて、医科の複数の科や歯科、介護職等が共有することにより、多角的な視点からの予防ができるような、スマホからも健診結果を見る能够性を有するよう、アプリ等のシステムの開発を進めるための事業予算を要望したいと思っております。

もう1点ですが、もう1点は、大規模災害時等における円滑な災害歯科保健医療の展開に向けた人材育成についてでございます。

こちらにつきましては、令和3年2月1日に東京都と締結した災害時の歯科医療救護活動についての協定書に基づきまして、歯科医療救護班の編成要員を約700名登録し、毎年実施される合同総合防災訓練において、検視、検査、身元確認訓練等に参加しております。また、ハード面では、平成26年度から令和元年度、12保健医療圏に、災害時歯科口腔用備品整備事業の一環として、身元確認用デジタルエックス線装置12台の配置、また、都内全地区歯科医師会へ口腔内カメラ55台を配置していただきました。改めまして、感謝を申し上げます。

本会としては、今後、平成30年度から日本歯科医師会が厚労省の補助事業として開催している、歯科医師、衛生士、技工士、行政職、企業等の関係職種を対象に、災害時に迅速に対応できる人材養成を目的とした講義形式研修及び実践演習を行っておりますが、東京都では、東京都歯科医師会独自のスタイルとして実施したいと思っております。

災害は発生した時間が影響します。阪神・淡路のときは早朝でしたから、義歯を洗面所に置いたまま避難をしたし、あと、眼鏡というのは、普通枕元に置いておきますけれども、そういうことで、入れ歯をどこに置いておくことが大事かというような避難者が多く、食事に苦労したという報告があります。また、被災地で早く入れ歯を作るにはなんていうことが論じられましたが、その次の中部沖地震は、普通に日中起きたので、全くそういうことはなかったと。とにかくいろいろ発災するときは時間がすごく関係しているというふうに思ってます。

そして、我々歯科が関与するのは、基本的には避難所での口腔ケア、予防、これがメインとなります。避難所では、水を使うという罪悪感とか、それから、歯ブラシがおろそかになる、歯ブラシは要らないと、そんな余裕はないというような回答があつたりして、すなわち口腔ケアがおろそかになる傾向があります。ですから、阪神・淡路での災害関連死、関連死のほうは誤嚥性肺炎が死因の1位であったという報告もあるぐらいです。ですから、今後、発生が予想される首都直下型地震等に備えて、効率よく災害時の歯科医療の展開を常に考えなければなりません。東京都における危機対応力のさらなる強化と円滑な災害歯科保健医療の展開のため、本事業に対する財政的支援を要望したいと思います。ご清聴ありがとうございます。以上でございます。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントお願いいいたします。

○小池知事 冒頭のオーラルフレイルについては、担当の局のほうからお答えしたいと思いますが、私、大規模災害時のご要望についてお話しします。

もうおっしゃるとおり、阪神大震災、もう早朝でしたからね、実際に義歯をどこに置いてたか、お話、非常にリアルだと、このように思いました。

大規模な災害が起こったときには、発災してから早期の時点で、避難所において口腔ケアを含めました歯科保健医療活動を行うことは重要だと考えております。

都は、今年度、区市町村における大規模災害時に必要な歯科保健サービスを提供できる体制の構築を促す、そのための区市町村の職員に対する研修を実施をいたします。これは今年度です。引き続き災害時の歯科保健医療活動ガイドラインに基づきまして、災害時に適切な歯科保健医療活動が行えますように人材育成の取組を進めてまいります。

そして、先ほどのオーラルフレイルについて、担当の局からお答えさせていただきます。

○司会 山田保健医療局長、お願ひいたします。

○保健医療局長 保健医療局長の山田でございます。いつもお世話になっております。

オーラルフレイルについてでございますけれども、この普及啓発につきましては、高齢者の口腔機能の維持向上につながるものと期待されているため、都は、必要な財政的支援等を実施させていただいているところでございます。また、区市町村が実施する高齢者への歯科の健診につきましては、包括補助事業等によりまして支援をしております。今後とも高齢者が住み慣れた地域で受診できる環境の整備を進めてまいりたいと思います。

また、口腔機能検査や受診などの医療情報につきましては、現在、国におきまして、全国医療情報プラットフォームの構築が進められておりまして、マイナポータルを通じた閲覧が可能になるというふうに聞いております。引き続き国の動向を注視していきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひいたします。

○司会 ほかのご要望も含めまして、来年度の予算編成の中で具体的に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きのご理解をいただければと存じます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（公益社団法人東京都歯科医師会 退室）

○司会 続きまして、東京難病団体連絡協議会の皆様でいらっしゃいます。

（特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会 入室）

○司会 ありがとうございます。お席にお進みいただきますようお願ひいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願ひいたします。

○小池知事 皆様、こんにちは。東京難病団体連絡協議会の皆様方、日頃より都政への施策に対しましてのご理解、ご協力、誠にありがとうございます。

難病患者さん、また、そのご家族が安心して尊厳を持って暮らせる共生社会の実現に向けて、日常生活、そして療養生活に関する相談、また交流会の実施などをご尽力いただいております。

本日、現場の実態に精通されておられる皆様方から、直接ご意見やご要望を伺いたいと思います。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 それでは、都政へご要望、ぜひともお聞かせください。お願ひいたします。

○特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会（原田理事長） どうも、私、東難連の原田でございます。いつもお世話になりましてありがとうございます。

今日は、役員中心に参集いただけるメンバーで、このようなメンバーでお伺いいたします。どうぞよろしくお願ひをいたします。

今年度の知事からも特別なちょっとお電話いただいて、2点、新生児スクリーニングを何とかするよというところが一つと、予算も何とか考えると、こういうことでございました。ありがとうございました。

疾病のほうも3つ増えまして、普通にやることできまして、非常に喜んでおります。ただ、予算のほうは総額のところでは増やされたかもしれないけど、私どものピア相談事業のところにまではちょっと及ばなかったということでございまして、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと。

さて、いよいよ8年度の東京都予算に関する要望書でございます。もう既にお手元のほうにお渡ししていると思います。私のほうから簡単に話をさせていただければと思います。

相談、難病の在り方でございます。

これの今ちょっともう触れましたところの、ピア相談室の予算拡大並びに相談・支援センター事業の再構築ということでございます。

今、このピア相談室のところは、そういうことで、現在、増えないままの予算で、この10月から最低賃金を確保しながらやっていきます。したがって、そのピア相談に関わるところの時間が減ると。減らしながらこの3月までちょっとやっていこうということでございます。4月以降は、ぜひ元に戻す、6時間ベースでちょっと考えたいと思うんで、そのためには費用をどうしても増やしていただきたいという、今の現状でもそうですし、それから、まだほかの団体、難病団体、あるいは対象疾病のところも要望が出ておるんですが、予算次第のことがあるので、ぜひこのピア相談の事業を充実させるためにはどうしても拡大が必要ということでございますので、ぜひご検討いただきたいという点です。

難病相談・支援センター事業の再構築ということですが、これは北海道から沖縄まで、各自治体のこの相談・支援センター事業というのは、地元の難病相談室のほうに全部下りております。東京都だけ、東京は広いというせいもあるかもしれませんけれども、3地区に分かれております。だから、しようとする患者にとっては、使い勝手が非常に悪いです。ピア相談は広尾のほうに電話し、医療関係は順天堂と、多摩のことについては多摩のほうということでは、使い勝手が非常に悪いということがありますので、ぜひこれを一括して、私ども東京難病連のほうにお任せいただければありがたいと思っております。そういういろんな、あとについては細かくまた検討していきますけれども、そういう考え方を持ってるということです。ぜひご検討いただきたいと思います。

それから、2番目、子供の件でございます。移行問題と新生児スクリーニングの問題です。

移行期は、相変わらず進んでおりませんけれども、せっかくこの支援センターが設置されましたので、ここを有意義に使えるようなセンターであるように、ひとつご検討いただければと思います。

それから、新生児スクリーニングについては、今言いました3疾患、ポンペ、ムコ多糖I型・II型ということですが、これを選ぶにはいろんな基準があろうかと思います。私どもとして思っておるもの、やはり早く見つけて、薬のある、疾病を早く見つけて治療するのが一番いいと思いますので、ぜひこれを拡大していただきたいと。そして、フォローアップ体制も取れているところがありますので、ぜひそういうところの疾病について拡大をお願いしたいという点でございます。

3番目です。難病患者にとっての就労と教育の件です。

これは、私ども、難病法、改正児童福祉法は、2015年の1月に施行しましたけれども、もうそのときからこの問題はあっておりまして、全然進んでないのが現状です。ここへ来て、やっとこのほうも令和9年度を目指して、いわゆる障害者と同等の算定での就労についての法律をつくろうということがここへ来て決まりましたので、東京都も合わせてこういう取っかかりをしていただきたいという点でございます。

それから、ここにも書いてありますけれども、近県の山梨県とか千葉県では、難病患者を採用しております。職員で採用しております。ぜひ東京都も難病患者を採用する形を取っていただきたいと思っております。

それから、医療的ケア児なんですが、相変わらず入学を断られたとか、親の付添いを求められたとか、いろいろ意見が寄せられております。こういうところにも随分いろんな形で制度ができておるにもかかわらず、この状態です。ぜひ普通学級においても、保護者の付添いがなく就学できるような環境整備のお願いをしたいというふうに思います。

以上が私どもの要望点でございます。ぜひご検討いただきまして、よろしくお願ひいたします。以上であります。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 冒頭にありました東京都の難病ピア相談室に関してでございますが、難病患者、そしてまた、家族に寄り添うピア相談、また患者家族交流会を実施しております、その役割、大きいものと、このように認識しております。

今後とも安定的な運営体制を確保しながら、難病患者、そして患者家族の悩み、そして不安に寄り添ったきめの細かな相談体制、相談対応を引き続きお願いしたいと考えております。

その他ご要望ございました。担当局のほうからお答えさせていただきます。

○司会 今の件については、山田保健医療局長からもお願ひいたします。

○保健医療局長 保健医療局長の山田でございます。

難病相談・支援センター事業でございますけれども、医療的な視点を踏まえた療養、就労相談、そして講演会、相談会を医療機関に委託をしているところでございます。また、当事者として寄り添うことが必要なピア相談、交流会につきましては、患者会の皆様に委託をすることで、それぞれ専門性を生かして実施しているというところでございまして、相談者が相談先を選択できるようにしているところでございます。

難病ピア相談室で実施しております難病患者、家族の悩みや不安に寄り添ったきめ細かい相談対応は非常に重要であるというふうに考えております。継続的に運営ができるよう必要な支援を行ってまいりたいと思います。私からは以上でございます。

○司会 そして、子供施策については、高崎福祉局長からお願いいいたします。

○福祉局長 福祉局長の高崎でございます。私の方から2件お話しさせていただきます。

まず、移行期医療の推進でございます。

都は、令和3年2月に東京都移行期医療支援センターを開設しまして、小児期から慢性疾患を抱える患者、家族、医療機関等からの相談を受け付けております。周知に当たりましては、移行期医療支援センターを紹介するリーフレットを作成いたしまして、患者家族や医療機関へ配付するとともに、ホームページでも公表しております。引き続き移行期医療支援が広く認知されるよう取り組んでまいります。

次に、新生児のスクリーニングについてでございます。

都は、国の通知に基づきます20の疾患に加えまして、昨年4月から、重症複合免疫不全症、SCIDなどの3疾患、それから、本年の3月からは、ライソゾーム病のポンペ病等の3疾患を加えまして、現在26の疾患につきまして公費負担による検査を実施しております。また、本年6月には、検査対象疾患の拡大につきまして、国に提案要求を行っております。今後も医療機関等と連携しながら、新生児スクリーニング検査を着実に行い、治療効果が高いとされます疾患の早期治療につなげてまいります。

○司会 そして、3番の①については、佐藤総務局長からお願ひします。

○総務局長 総務局長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

私の方からは、難病の方の採用についてのご要望でございます。

まず、都の職員採用試験選考時には、難病の方の受験に必要な配慮を行っています。これは今の現状でございます。また、今、理事長のほうからお話をございました、国における検討というのも、私どもとしては承知をしているところでございます。現在、都庁では、誰もが意欲や能力を発揮し活躍できる環境づくりに取り組んでおります。今後もこの考えに基づいて取組を進めてまいりたいと考えております。

○司会 そして、3番の②については、教育庁の岩野次長からお願ひいたします。

○教育庁次長 教育庁次長の岩野でございます。よろしくお願いいいたします。

私の方からは、医療的ケア児の就学時における親の付添いの件、ご説明させていただきます。

児童生徒の就学先につきましては、現在、本人、保護者の意見を可能な限り尊重いたしまして、障害の状況等に応じ、それぞれの教育委員会が適切に判断しているところでございます。都立特別支援学校では、医療的ケア児につきまして、就学前から健康相談を行うことなどによりまして、保護者の付添いの期間を短くする工夫も行っているところでございます。また、校外での活動において、安全が確保できる場合に看護師が同行するなどの対応も行っているところでございます。

なお、公立の小・中学校での保護者の付添いにつきましては、各教育委員会の判断により合理的配慮の下で適切に対応していることと認識してございます。以上でございます。

○司会 今コメントをさせていただきましたが、ご要望の具体的な検討につきましては来年度の予算編成が今進んでいる中でございますので、この中で具体的に1つずつ検討させていただきたいというふうに考えておりますので、引き続きのご理解をいただければというふうに考えております。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会 退室）

○司会 続きまして、東京税理士会の皆様でいらっしゃいます。

（東京税理士会 入室）

○司会 ありがとうございます。お席にお進みいただきますようお願ひいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願ひいたします。

○小池知事 こんにちは。税理士会の皆様方には、日頃より東京都の施策に対しましてのご理解、ご協力を賜っております。ありがとうございます。いつもありがとうございます。

皆様方には、税務に関する専門家として、法令に基づく納税義務の適正な履行、これを実現するために日頃よりご尽力賜っております。

それでは、現場の実態に一番お詳しい皆様方から、ご意見、ご要望、直接伺いたいと思います。限られた時間ではございますが、よろしくお願ひいたします。

○東京税理士会（加藤会長） それでは、当方から3点ご要望させていただきたいと思います。

まず、1つ目が、電子納税の推進です。

電子申告は、もうすっかり当たり前になっております。今はもう電子納税のほうにシフトをしてるところでございますけれども、地方税のところの電子納税につきましては、我々にリスクが若干負うところがあるもんですから、その点をまず一つ解消していただければ助かるなということが1つ目でございます。

2つ目が、固定資産税の評価証明の取得です。

これにつきましては、電子申請ができるようになったという非常に大きな一歩を踏み出

したと思っております。ただ、その申請の手間がちょっとかかるということと、23区外ではちょっとまだ対応できていないということでございますので、大きな一歩を踏み出しましたので、まだまだ発展途上でございますので、これからも拡充と利便性向上をご支援いただきたいというのが2つ目でございます。

○東京税理士会（鴨田副会長） 3つ目については、副会長の鴨田がご要望いたします。

設立間もない中小企業への減免措置等についてでございます。

東京都は、スタートアップについて非常に力を入れているということをお伺いしておりますので、そのところでちょっとご要望させていただきます。

設立5年以内の中小企業についてですが、事業税率、それから法人都民税、所得税率及び均等割額を2分の1にしていただきたい。それから、償却資産に対する課税を免除していただきたい。それから、固定資産税を免除していただきたいという要望でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会 どうもありがとうございます。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 3点のうち、最初の電子納税の推進に関してでございます。

税務行政のDX化を推進して、税理士の皆さん、また納税者の皆様にとって納税しやすい環境を整備することは重要でございます。今回いただきましたご要望につきましては、令和10年度からの電子納税の新たな機能の実装に向けて検討が進められているところでございます。引き続き税理士の皆さんや納税者の皆さんが納税手続を円滑に行えるよう、国、また地方税共同機構と連携をしてまいる考えでございます。

その他ご要望につきましては、担当の局のほうからお答えさせていただきます。

○司会 それでは、武田主税局長、お願ひいたします。

○主税局長 主税局長の武田でございます。いつもお世話になっております。

いただいた2点のご要望ですね。固定資産の関係のデジタル化でございますけれども、私どもでは、令和3年の12月から電子申請の仕組みを導入しております、導入後、スマートフォン対応でございますとか、代理人による申請を可能にするなど、順次サービスの拡充に取り組んでるところでございます。こうした取組につきまして、都庁の中にございますデジタルサービス局がございます。そういった局とも連携をして、市町村に情報提供を行うとともに、電子申請の導入の希望する市町村の取組をしっかりと後押ししてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、もう1点、設立間もない中小企業への減免の関係でございますけれども、特定の税の負担の軽減を図るという、いわゆる政策税制措置につきましては、公平性ですか、経済効果、他の支援措置との役割分担などを十分踏まえる必要があるものと私ども認識をしてございます。こうした中で、厳しい経営状況にある中小企業の皆様方を支援するということを目的といたしまして、小規模非住宅の用地に係る固定資産税等の減免措置ですか、中小法人に対する法人二税の不均一課税など、中小企業向け省エネ促進税制など

を講じているところでございます。私からは以上でございます。

○司会 ご要望につきましてお答えをさせていただきましたが、具体的には今、来年度の予算編成が進んでるところでございますので、この中で一つ一つ精査をしてまいりたいというふうに考えております。引き続きのご理解を賜ればというふうに考えております。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（東京税理士会 退室）

○司会 続きまして、東京納税貯蓄組合総連合会の皆様でいらっしゃいます。

（東京納税貯蓄組合総連合会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきますので、お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これより、ヒアリング等、意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 東京納税貯蓄組合総連合会の皆様方には、東京都の施策に対しましてのご理解、ご協力、いつもいただいております。ありがとうございます。

長きにわたって、自主納税制度の確立、また、その推進に向けて、皆様方、税務の広報、そして、租税教育など様々なご尽力を賜っております。

今日は現場の実態にお詳しい皆様方から、直接のご要望、ご意見など伺わせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひともお聞かせいただきますようお願いいたします。

○東京納税貯蓄組合総連合会（近藤会長） ただいまご紹介をいただきました東京納税貯蓄組合総連合会会长の近藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、私どもの活動などにつきまして、知事に直接説明する機会をいただいたことに対しまして、誠にありがとうございました。また、同席いただいております東京都の幹部の皆様方には、平素より当総連合会の事業に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに重ねて厚く御礼申し上げます。

初めに、私から、団体の概要について説明させていただきます。

東総連は、納税貯蓄組合法に基づき、昭和31年5月、創立された公益性の高いボランティア団体でございます。現在、納税道義の普及と自主納付制度の確立に向けて、傘下の48地区連合会に所属する15万人の会員が一体となり、地域に根差した納税キャンペーンや会員に対する実践的な研修など、様々な普及啓発活動を行っております。

また、次世代を担う若者に対しましては、中学生の税についての作文や教育現場における租税教室、さらに地域のイベント会場での税金クイズといった租税教育にも力を入れて

おります。東総連は、こうした活動を幅広く展開することを通して、国及び地方の税務行政に貢献し、同時に、納期内納税の考え方を社会全体に広く定着させる一助になっていることを自負しておるわけでございます。

もとより、税は、我が国の国土の発展と繁栄を根幹で支える行政活動の源泉でございます。租税の納期内納税は、現在、そうした将来の国及び地方自治体の財政基盤の安定を図る上で極めて重要であると考えております。東総連は、今後とも傘下の団体並びに会員が一体となり、税務当局とも緊密に連携を図りながら、納税協力団体としての責務を果たしてまいる所存でございます。東総連の具体的な活動内容や要望事項につきましては、引き続き専務理事のほうから説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○東京納税貯蓄組合総連合会（遊座専務理事） 専務理事の遊座でございます。私からは、主な活動内容として2点、あわせて、来年度に向けての要望事項についてご説明させていただきます。

第1に、中学生の税についての作文募集事業でございます。

本事業は、次世代を担う中学生を対象に、税をテーマとした作文を通して税に対する関心を持っていただくとともに、税についての正しい知識や理解を深めることを目的としております。この事業は、昭和42年から国税庁との共催で実施しており、令和7年度で59回を数えております。本年度は、都内約700校から約7万編のご応募をいただきました。優秀作品には、東京都からも東京都知事賞と主税局長賞のご提供をいただいております。

第2に、納期内納税推進のキャンペーン事業でございます。

例年、区民祭りや農業祭、産業祭など、人が集まる様々な機会を捉えて納期内納税などについて都民にお伝えしております。昨年度は、都内各地で延べ165日にわたりキャンペーンを実施いたしました。現在、都においては、東京デジタルファースト推進計画に基づき、行政サービスの利便性向上を進めていると伺っております。キャッシュレス納付は、税務行政の面から社会のデジタル化を目指すものであり、東総連におきましても、その普及、拡大に向けて積極的に取り組んでいるところでございます。

続きまして、要望事項についてご説明させていただきます。

東総連は、会員のボランティア精神に支えられた団体でございます。そのため、活動を支える財源の確保は最重要の課題となっております。現在、東総連では、役員会費や会報への広告収入などにより自主財源の確保に努めておりますが、東京都からの補助金が団体の活動を支える主要な財源となっております。

令和8年度は、令和7年度に引き続き、デジタル環境の整備を進め、効率的な事業運営を推進するとともに、財政基盤の確立に向けた努力を継続してまいる所存でございます。今後も国家、社会のために活動ができますよう、補助金の措置をぜひともご継続いただけますよう、よろしくお願ひ申し上げます。ご説明は以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 言うまでもなく、税に対する納税者の理解、そして信頼を確保するということは必要不可欠でございます。

都は都税の仕組みに関する分かりやすい広報活動、また、租税教育の取組を推進をいたしております。また、電子申請、キャッシュレス納税など、行政手続のデジタル化によります納税者のQOS向上に取り組んでおります。今後も税務行政のよき理解者でいらっしゃいます皆様の活動を後押ししていきますように、都としてしっかり検討してまいりたいと考えております。いただきましたご要望については、担当局からもお答えをさせていただきます。

○司会 武田主税局長、お願いいいたします。

○主税局長 主税局長の武田でございます。日頃からお世話になっております。

キャッシュレス納税の推進をはじめとして、私ども税務行政の運営にご貢献をいただきまして、重ねて感謝を申し上げたいというふうに思っております。

ご要望いただいた補助金の継続でございますけれども、デジタル化への対応を含めて、皆様方の活動を支えていけるよう、しっかり受け止めまして検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○司会 お答えさせていただきました。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(東京納税貯蓄組合総連合会 退室)

○司会 続きまして、東京青色申告会連合会の皆様でいらっしゃいます。

(一般社団法人東京青色申告会連合会 入室)

○司会 ありがとうございます。それでは、お席にお進みいただきますようお願いいいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいいたします。

○小池知事 皆様、こんにちは。東京青色申告会連合会の皆様方には、東京都の施策に対しまして、ご理解、ご協力を賜っております。ありがとうございます。

青色申告制度の普及、そして、納税サポート、相談対応などを通じて、個人事業者の支援などに日々ご尽力いただいております。

今日は、現場にお詳しい皆様方から、直接ご意見、ご要望を伺いたいと存じます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひともお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○一般社団法人東京青色申告会連合会（相原会長） こんにちは。東京青色申告会連合会、会長の相原でございます。今日は14人で押しかけてまいりました。

小池都知事はじめ、中村副知事はじめ、東京都の幹部の職員の皆様方には、青色申告会の事業活動に対しまして、日頃よりご理解とご協力賜り、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

その前にちょっと一言ご挨拶させていただきますが、2月に開始されました東京都公式アプリの件でございますが、都民の皆様方が手軽にスマホで行政側からご支援や若い人や高齢者の年代別に知りたい情報の認定できるものと伺っておりますが、また、大きな災害のときに都民の皆様方が安全を守るために、スマホでいろいろな情報等を入れていただきということでございます。また、先日、新聞で報道されましたが、物価高の高騰に対しまして、東京アプリが15歳以上の都民の皆様方に1万1,000円相当のポイントを付与するというようなお話を伺ったところでございますが、これも知事の上程ということで、ぜひ可決していただき、我々個人業者としても、この件につきまして期待をしてるところでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、青色申告会の件につきましては、この後、当会の委員会の小原副委員長並びに事務局のほうからご説明させますので、ひとつよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○一般社団法人東京青色申告会連合会（小原常任理事） 紹介のありました、東京青色申告会連合会常任理事、税制・政策委員会副委員長の小原です。よろしくお願ひいたします。

毎年、予算要望ヒアリングにお招きいただき、ありがとうございます。

今年も青色申告会は、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続についてお願いしたいと思います。毎年同じことではありますが、この要望は、東京都内の個人事業者だけでなく、広く都民の暮らしに関わる問題です。青色申告会だけが要望していることですので、今年もお聞き取りいただきたいと思ってやつてまいりました。要望の詳細については、この後、事務局より説明させるので、どうか我々の切実な願いをお聞きいただきたいと存じます。

○一般社団法人東京青色申告会連合会 それでは、本日も大勢で押しかけまして、ありがとうございます。

前列には、私ども、相原をはじめとした会長、そして都内地域各地の代表である副会長、そして後列には、都内各地で会員さんの日頃の帳面等の指導をしてございます各会の事務局長たちがお邪魔をしてございますので、よろしくお願ひします。毎年同じ要望ではありますけれども、今年も固定資産税と都市計画税の軽減措置についてお願いをしに上がってまいります。

まずは、大きく3つですね。小規模住宅用地に対する都市計画税の2分の1軽減措置、それから、小規模非住宅用地に対する固定資産税と都市計画税を2割減免いただいている措置、それから、商業地等に対する固定資産税及び都市計画税の負担水準の上限を65%に下げていただいております軽減措置、これら3つを最重点として、今年度も要望いたし、そして、来年度以降も継続をいただければということでお願いに上がった次第でございます。

す。

それぞれ都民の定住確保、そして、ビジネスの環境の整備、負担の緩和、中小企業の支援といったものを目的として、昭和63年、平成14年、それから平成17年と、もうかなりの年月がたって、東京都の施策として定着をしていただいているというふうに承知をいたしてございますが、何分、时限立法、年限のあるものでございますので、来年度以降もぜひご継続をいただきたいというふうに思いましてお願いに上がった次第でございます。

また、固定資産税のうち、償却資産に係る免税点につきましても、わがまま申しますが、基礎控除に改めていただいて、控除額を大幅に引き上げるとともに、申告期限、3月15日に延長いただけたと大変ありがたいですし、所得税確定申告書、我々、青色申告会の会員、小規模事業者、個人事業者は必ず提出いたしますけれども、こういった所得税確定申告書を提出した者について、償却資産、毎年これもまた申告書を提出してございますけれども、申告書の提出、省略いただけたと、制度改善していただけたとありがたいなというふうに思ってございます。以上でございます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 固定資産税の関連でございますが、土地に係る固定資産税などの軽減措置につきましては、23区の地価水準、全国と比較して極めて高い状況が続いているのが現状でございます。加えまして、物価高騰の長期化などもございまして、都民、そして中小企業者の皆さんのが今厳しい状況に置かれているということから、税の負担感には一定の配慮が必要だと、このように考えております。

令和8年度でございますが、都民、そして中小企業者等の税負担感はもとより、やはり経済の動向、そして都財政の状況なども踏まえて、都としてしっかり検討していく考えでございます。

その他ご要望含めまして、担当局からもお答えをさせていただきます。

○司会 武田主税局長、お願いいいたします。

○主税局長 主税局長の武田でございます。日頃からお世話になっております。

まず、3軽減の関係ですね。今、知事、ご発言がございましたけれども、私どもしっかりと検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、償却資産の関係等ご要望いただきましたけれども、ご承知のとおりなんですが、いずれも地方税法の改正が必要になるというふうな項目だというふうな認識でございますが、その中、申告期限の見直しについてでございますけれども、事業者の事務負担の軽減ですか、適正な申告の促進による課税事務の効率化の観点から、大変有効なものだというふうに考えてございます。このため、制度を所管する国に対しまして、申告期限の見直しを含む制度の簡素化に向けた検討を進めるように私ども要望を行っているというところでございます。皆様におかれましては、個人事業主の方々の税に関する相談の窓口として、今後ともご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。私からは以上で

ございます。

○司会 ご要望の具体的な検討につきましては、来年度の予算編成の中で一件一件精査をしてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きのご理解を賜ればと存じます。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それではヒアリングを終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（一般社団法人東京青色申告会連合会 退室）

○司会 続きまして、東京私立中学高等学校協会・東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会の皆様でいらっしゃいます。

（一般財団法人東京私立中学高等学校協会・東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会 入室）

○司会 ありがとうございます。お席にお進みいただきますようお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いします。

○小池知事 皆様、こんにちは。東京私立中学高等学校協会、そして、父母の会中央連合会の皆様方、日頃より都政へのご理解、ご協力を賜っております。誠にありがとうございます。

皆様方には、個性豊かで魅力ある教育を展開する私立学校の振興を通じて、都の中等教育の発展に日々ご尽力を賜っておりますこと、感謝申し上げたいと思います。

教育の現場、様々課題もあるかとは思いますが、現場の声をご意見、そして、ご要望を直接伺わせていただきます。限られた時間ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひともお聞かせいただきますようお願いいたします。

○一般財団法人東京私立中学高等学校協会・東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会 こんにちは。いつも私学をご理解いただいて、応援をしていただいております。感謝しかございません。

私どもは、もうとにかく教育をしっかりと守っていく、していくということを胸に抱いて、これらも頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

説明のほうは、鈴木広報部長のほうからお願いしたいと思います。

○一般財団法人東京私立中学高等学校協会（鈴木広報部長） それではよろしくお願いします。広報部長の鈴木でございます。

早速ですけれども、お手元の要望書に記載しております8項目のうち、お時間のこともありますので、ここでは3つの項目について説明させていただきます。

まず、1つ目は、経常費補助の拡充強化でございます。

現在、物価の高騰、そして、人件費の上昇が続いておりまして、特に教職員確保のため

の人物費負担は、学校財政を大変圧迫しております。しかし、補助金の算定は、公立学校の実績に基づいており、その反映に時間差が生じております。そこで、実際の物価、それから、人物費水準をリアルタイムに反映できる柔軟な算定制度への見直し、そして、教員の処遇改善の必要性を考慮いただきまして、経常費補助金の一層の拡充を強く要望いたしたいと思います。これが1つ目です。

それから、2つ目は、保護者負担軽減制度の拡充強化の要望でございます。

東京都におかれましては、高校授業料軽減制度の所得制限撤廃など、全国に先駆けました対応を実施していただきました。深く感謝いたしております。

一方、私立中学校に通います保護者への補助金は、年間10万円にとどまっているのが現状です。私立中学校のほとんどが中高一貫教育校でありまして、その中高一貫教育校を希望し、私立学校が選択されている現状を踏まえまして、さらに教育の複線化を実効あるものとするために、中学校段階の補助金の増額を強く要望いたしております。

続きまして、4番目になりますけれども、教育課題解決に向けました新たな支援制度の創設でございます。

学校が取り組むべき課題は年々複雑化しております。特にいじめ事案が重大であった場合には、法令によりまして、第三者委員会による調査が求められておりますけれども、弁護士に依頼する費用などは学校にとって非常に重い負担となっております。また、障害のある生徒に対します合理的な配慮を行うための施設整備、人材確保につきましても、財政期間、継続的に対応しなければなりません。経費が高額になるために、学校で対応し切れない現状が増えております。これらを法律等によりまして、学校の義務とされておりますけれども、在校生の保護者や学校だけが負担すべき問題ではありません。国公私立を問わず、社会全体の責務であると考えております。その意味で、財政支援制度の創設を強く要望いたしております。

これら3項目のほか、外部人材の活用に対します支援や防災対策関係等についても要望させていただいております。

雑駁でございますが、私のほうからの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 幾つかのご要望でございました。

中学生、高校生、豊かな教育を提供する私立学校の教育条件の維持、または向上、そして、経営の健全性を担保して、子供たちが安心して学べる環境を整える。そのため、私立学校運営の根幹をなす補助であります経常費補助の重要性は認識をいたしております。引き続き都として適切に対応してまいります。

その他ご要望がございましたので、担当の局のほうからお答えさせていただきます。

○司会 古屋生活文化局長、お願いいたします。

○生活文化局長 古屋でございます。日頃から各校の建学の精神に基づき、個性的で特色ある教育の実践にご尽力をいただきまして、改めて感謝申し上げます。また、先般の世界陸上とデフリンピックで、生徒さんたちの観戦についてご協力いただきましてありがとうございました。

多岐にわたるご要望をいただきしておりますので、総括的にお話をさせていただきます。

教育条件の維持向上を図るとともに、各学校が個性豊かな魅力ある教育を行っていただきますよう、経常費の補助をはじめ、各校のデジタル環境整備、また、グローバル人材の育成や耐震化等の安全対策、省エネ設備の導入などの多様な補助を行っているところでございます。今後とも皆様方と十分にコミュニケーションを取り、連携しながら、私学の振興、発展に向けた取組を進めてまいりたいと、このように考えてございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 今お話をさせていただきました。具体的には、これから来年度の東京都の予算編成が進みつつございます。国の予算編成も見据えながら、具体的にご要望については一件一件精査をさせていただきたいというふうに考えておりますので、引き続きのご理解を賜ればと存じます。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

○一般財団法人東京私立中学高等学校協会・東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会
どうぞよろしくお願ひします。

○司会 本日は誠にありがとうございました。

(一般財団法人東京私立中学高等学校協会・東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会
退室)

○司会 続きまして、東京都トラック協会の皆様でいらっしゃいます。

(一般社団法人東京都 トラック協会 入室)

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきます。お席にお進みいただきますようお願ひいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願ひいたします。

○小池知事 東京都 トラック協会の皆様方には、日頃から都政へのご理解、ご協力を賜っております。ありがとうございます。

輸送サービスの向上に資する取組に加えて、緊急輸送体制の整備、また、事故防止のための普及啓発などに、それらを通じまして、大都市東京の物流を日々支えていただいております。現場に精通されておられる皆様方から、直接ご意見、ご要望を承りたいと思っておりますので、限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひともお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○一般社団法人東京都 トラック協会 (水野会長) 皆さん、こんにちは。東京都 トラック

協会会長の水野でございます。

本日は、令和8年度東京都予算への要望の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

まず、急激な物価高騰が続き、燃料価格も高止まりする中、燃料費高騰緊急対策事業を今年度も実施していただきまして、誠にありがとうございます。当協会の3,000余りの会員事業者にとりましては、事業継続の大きな力となっておりまして、大変感謝しております。協会を代表し、この場をお借りして、改めて厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、トラック運送業界は、昨年4月から、トラックドライバーの時間外労働を年間960時間までとする罰則付上限規制がスタートしたことで、ドライバー不足はその深刻さを増しております。この状況下におきまして、我々トラック運送事業者は、都民の暮らしや経済活動を支えるエッセンシャルワーカーとしての責務を自覚し、様々な工夫を凝らしながら、輸送能力の不足が顕在化しないように必至の取組をしておりますけれども、この努力も今や限界を迎つつある状態でございます。

当協会は、私が会長に就任して2年目となりますけれども、ドライバーファーストの考え方を基に、トラックドライバー人材の確保、育成や健康起因事故防止の強化など、厳しい環境の中で物流業務を維持し、トラック運送業界の様々な課題解決を推進するとともに、業界の地位向上に邁進してまいりました。申し上げるまでもなく、その活動の原資となりますのは、東京都運輸事業振興助成交付金でありますと、当協会事業費の大半を占める不可欠な財源でございます。

東京都運輸事業振興助成交付金は、当協会が行っております交通安全、環境対策などの事業を行う経費でありますと、中小事業者が大半を占めるトラック運送事業の発展に大きな影響を与え、その結果、東京の健全な物流機能の確保も目指しております。加えて、日常の経済活動だけでなく、災害時の輸送機能確保など、東京都や都内区市町村から当協会にお寄せいただいております首都防衛に必要な役割への期待にも積極的に応えておるところでございます。

しかしながら、その交付額の減少幅は年々大きなものとなっておりまして、7年度は全国の都道府県トラック協会における東京の交付額の順位は全国4位となりました。つきましては、現在、国で検討されております軽油引取税の暫定税率の存廃にかかわらず、要望書2ページの1、トラック運送事業の経営基盤確立対策にお示ししているように、8年度以降の交付額が7年度以上になるよう、ぜひ小池知事のご支援を賜りたくお願い申し上げます。

そのほかの要望につきましては、この後、税制金融担当、副会長の鈴木からご説明申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○一般社団法人東京都トラック協会（鈴木副会長（税制金融委員会委員長）） それでは、ご説明申し上げます。

東京都トラック協会で税制金融を担当しております副会長の鈴木でございます。よろしくお願い申し上げます。

今回は、9つの項目を要望させていただいております。どの項目も当協会にとって重要な項目でございますが、時間の関係もございますので、この場では4項目について説明をさせていただきます。

1つ目は、要望書3ページの3、都市更新中の交通渋滞・荷さばき待ち渋滞等の解消への対応であります。

現在、都内では、再開発事業やインフラ再生事業が多数展開されており、都市の更新が加速化しております。これらの更新事業では、事業完了後の交通の流れを見直し、物流機能に配慮しているものが多く、我々トラック運送業界も大いに期待をしてるところでございます。しかしながら、これらの更新事業の施工中には、例えば首都高の区間制限や新宿駅直近地区土地区画整理事業等の荷さばき待ちによる渋滞が発生するなど、円滑な道路交通の妨げとなる事象が少なからず生じております。また、物流に与える影響は事業施工中の長期間にわたります。

つきましては、事業完了後だけでなく、事業施工中においても円滑な物流を確保するために、関係事業者と連携して、交通渋滞や荷さばき待ちの問題が生じない交通需要マネジメントを率先して進めていただきたいと存じます。

2つ目は、4ページの4、車庫の確保・維持への支援でございます。

東京の物流機能を維持するとともに、都や区市町村の要請に基づく災害時の緊急物資輸送に協力するためには、まず、都内でのトラック常駐を維持させることが重要であります。しかしながら、再開発等による周辺環境の変化や地価の著しい上昇により、トラックが利用可能な車庫、給油施設の減少も加わり、都内でトラックの車庫を継続維持することが非常に困難となっております。このため、災害対応に必要な輸送力の確保が厳しくなるだけでなく、都民生活や東京の経済活動に与える影響は甚大となる可能性がございます。

そこで、新たに車庫経費などの助成など、車庫の確保や維持に向けたご支援をいただきたいと存じます。

3つ目は、5ページの7、環境に関する取組への支援の①ゼロエミッションビークル、ZEVトラックの普及促進でございます。

現在、東京都では、燃料電池、FCVトラック等のZEVトラックの導入に当たり助成制度を設けていただき、当協会会員も助成を受けさせていただきましたが、助成対象の車両導入経費、これは軽油の車の約7倍の差がございますが、また、燃料費の実質負担がディーゼルトラックと比べて、依然として著しく割高となっております。また、水素ステーションの設置箇所が少なく、利用時間も限られているなど、FCVトラックの普及が円滑に進まない状況にございます。つきましては、補助対象となる経費の範囲や補助単価上限額をさらに見直ししたいと存じます。

加えて、普及に向けた基盤の整備として、公共用の水素ステーション、電気の充電設備

を都内に隔たりなく増設いただくとともに、利用時間の拡大も推進していただき、ZEV トラックがさらに導入しやすくなりますよう、引き続き強力にご支援をいただきたいと存じます。

4つ目は、要望書2ページの1、トラック運送事業の経営基盤の確立対策であります。都民の生活の安定の向上や東京の経済社会の発展に寄与していく上で、中小企業事業者が大半を占めるトラック運送業者の事業継続が不可欠であるのは周知のとおりです。そして、トラック運送事業者の経済環境の変化に対応する課題の解決に向け、交通安全対策、環境対策、災害時の緊急輸送対策など、公共性を踏まえた取組を推し進めることにおいて、私ども、東京トラック協会の寄与は多大であると自負しております。会長の水野も挨拶の中で触れさせていただきましたが、その活動のベースとなるのは、東京都運輸事業振興助成交付金でございます。繰り返しのお願いとなり恐縮でございますが、物流危機が叫ばれ、様々な対応に迫られる現在、国で検討されている軽油引取税の暫定税率の存廃にかかわらず、8年度以降の交付額が7年度以上になるよう、ぜひ小池知事の支援を賜りたくお願い申し上げます。

ただいま4項目の要望についてご説明を申し上げましたが、これ以外の項目も当協会の重要な項目でございます。他の要望項目につきましてもお目通しのほど重ねてお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和8年度東京都への予算要望のご説明とさせていただきたいと存じます。何とぞ小池都知事のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。失礼いたしました。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントお願ひいたします。

○小池知事 それでは、私のほうから2点お答えさせていただきます。

まず、トラック運送事業の経営基盤確立対策ということで、会長のほうからも強調してご要望ございました。運輸事業の振興助成交付金についてでございますが、軽油引取税の暫定税率廃止に伴います交付金制度への影響、これ注視をしながら、運送業界への支援のために令和8年度予算におきましても、必要な予算の確保に向けまして検討してまいります。今後も東京の物流、そして、生活を支えてくださっている皆様のために事業を進めていきたいと、このように考えております。

もう一つ、私のほうから、7番目に掲載しておりますZEV トラックの普及に関してですけれども、これはスピード感を持って進めていくということはゼロエミッション東京の実現に向けても重要と考えております。燃料電池トラックの導入、そして、燃料費への支援とともに水素ステーションの整備と運営の後押しを行っております。また、EV トラックのほうですけれども、こちらの導入や充電設備の整備に対する助成も行っております。今後もこうした取組を推進しまして、ZEV トラックの普及拡大、しっかりと進めていく考えでございます。

その他のご要望につきましては、担当の局のほうから説明させていただきます。

○司会 それでは、都市整備局の三宮理事、お願ひいたします。

○都市整備局理事 都市整備局より2点お答えさせていただきます。

まず、3番の都市更新中の交通渋滞や荷さばき待ち渋滞などの解消への対応ということでございます。

東京都は、これまで物流ネットワークを支える幹線道路の整備になどに取り組んでまいりました。高速線につきましては、首都高速道路株式会社が令和7年4月より通行止めを行っておりますが、道路交通状況を注視しまして、関係者と協力して必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

また、新宿駅周辺地域につきましては、交通の分散を図るため、事業期間中におきまして迂回路の案内を行うなど、関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

次に、4番目の車庫の確保・維持への支援ということでございます。

東京都運輸事業振興助成交付金の交付要綱におきましては、交付対象事業としまして、特定運輸事業を営む者が、震災その他の災害に際し、必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業がございます。これが位置づけられておりまして、必要な支援を行っているところでございます。この運輸事業振興助成交付金につきましては、軽油引取税の暫定税率廃止に伴う交付金制度への影響を注視いたしまして、運送業界への支援のため、令和8年度予算においても必要な予算の確保に向けて検討をしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 特にお話をいただいた要望について、今お答えさせていただきました。このほかの要望も併せて、来年度の東京都の予算編成、これから本格化してまいりますので、この中で国の動向も見据えながら、一つ一つ精査、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きのご理解を賜ればと存じます。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

では、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（一般社団法人東京都トラック協会 退室）

○司会 続きまして、東京ビルディング協会の皆様でいらっしゃいます。

（一般社団法人東京ビルディング協会 入室）

○司会 ありがとうございます。お席にお進みいただきますようお願ひいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願ひいたします。

○小池知事 皆様、こんにちは。東京ビルディング協会の皆様方には、日頃から東京都政へのご理解、ご協力を賜っております。御礼申し上げます。

ビル経営管理に関する総合的な調査研究、そして、普及啓発などによって、日頃よりご

尽力を賜っております。

東京も大変動きが激しゅうございます。世界も大変な動きでございます。現場の実態、今どうなっているのか、また、ご意見、ご要望、伺わせていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひともお聞かせいただきますようお願ひいたします。

○一般社団法人東京ビルディング協会（木村会長） 東京ビルディング協会の会長の木村でございます。小池知事はじめとして、東京都の皆様方には、大変日頃からお世話になっておりまして、ビル業界に対するご支援、あるいはご配慮を賜りまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。昨年に引き続き、知事に直接ご要望させていただく機会を賜りまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

ビル業界の足元でございますけども、昨今、ビル運営管理に係る、携わる扱い手が大変不足しております。そういう意味で、人件費や諸物価の高騰に伴うコストの増加等々、経営上の課題が非常に多くなっておりますけれども、こうした状況下におきましても、当協会といましましては、東京の国際競争力の強化、安全・安心なまちづくり、地球環境問題への対応等の政策課題に引き続きしっかりと対応していきたいと考えております。

本日は、大きく4項目に分けまして要望させていただきます。

要望書をご覧ください。初めに、都市開発事業の推進に関する要望でございます。

市街地再開発事業につきましては、ご案内のとおり、依然として建築費の著しい高騰が続く中で、計画の中止とか、あるいは見直しを迫られるケースが増加しております。事業を取り巻く環境は大変に厳しい状況に立っております。昨年同様の要望になりますけども、国庫補助の予算確保や緊急促進事業のさらなる拡充等を国に強く働きかけてる所存でございますけど、あわせまして、都独自の支援措置を含め、事業施行者に対する財政支援の充実と迅速な予算措置に取り組んでいただきますようお願ひ申し上げたいと思います。

また、工事費の高騰に伴いまして、市街地再開発事業の資金規模が増大する中、いわゆる都市開発基金の無利子貸付制度におきまして、地元自治体の財源が不足しての場合には、都からの貸付けも併せて受けられるような柔軟な運用をお願いしたいと、このように考えております。

続きまして、都市開発諸制度における公共貢献につきましては、公開空地とか公益的な施設、緑地の保全創出など、これまで主にハード面の整備が評価対象とされてきましたけども、これからはエリアマネジメントの充実とか、周辺まちづくりへの協力金の拠出など、ソフト面を含む多様な公共貢献を評価していくべきではないかと考えております。今年度から始まった都市づくりのグランドデザインの改定作業におきまして、検討をお願いできればと思っております。

2点目は、社会情勢の変化に対応した各種規制の見直しに関する要望でございます。

継続の要望となります、駐車場条例に基づく附置義務制度につきましては、昨今の駐

車場の利用率の低下など、実態に即した見直しを進めていただき、かつ、既存地区計画の用途制限の見直しにつきまして、地元区との協議、調整を加速していただき、早急な対応をお願いいたしたいと存じます。

また、人材不足が深刻化しております、一定規模以上のビルに設置が義務づけられる防災センターにつきましては、防災要員の確保が大きな課題となっております。こうした中、先般、複数棟の遠隔監視やデジタル技術を活用した防災要員活動の合理化について、審議会の答申を踏まえた基準改正が行われたと伺っております、早々にご対応いただきましたことに対して深く感謝を申し上げたいと思います。防災センターの設置要件の緩和につきましても、引き続きご検討をいただければと思います。

3点目でございますが、エリアマネジメントに関する要望でございます。

ご案内のとおり、エリアマネジメントは公共、公益性の高い活動であるにもかかわらず、道路の占用料の徴収とか、あるいは屋外広告物の条例や公共空間利用における審査手続、しゃれ街条例に基づく公開空地の活用等の場面においては、あくまでも民間活動の一環として制約を受けるケースが依然として多々ございます。現在、国におきましては、エリマネ活動の持続可能性を確保するための新しい仕組みや、あるいは制度の充実について検討が行われてると伺っております。都におかれましても、エリマネ団体はまちづくりにおける行政のパートナーという位置づけの下に、さらなる改善をお願いいたしたいと存じます。

最後でございます。4点目でございますが、地球環境問題の対応に関する要望であります。

都は、2050年のゼロエミッショントリニティ東京の実現に向けて、今年度からキャップ・アンド・トレードの制度の第4期目をスタートする取組を進めておられます。当協会でも、オフィス分野におけるカーボンニュートラルの行動計画を策定いたしまして、ビル業界団体一丸となりまして、CO₂の排出削減に取り組んでいるところでございます。引き続き都外のPPA、あるいは再エネ、蓄エネ設備の導入、いわゆる既存ビルの省エネ改修の促進、地域エネルギーのネットワークの構築などにつきまして、大手事業者、中小ビル事業者を問わず、幅広い支援メニューと十分な予算を、確保をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。以上、当協会の要望とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かのご要望でございました。私のほうから2点お話しさせていただきます。

まず、市街地再開発事業、民間の力を生かした事業によりまして、都市機能の更新、そしてまた、質の高いまちづくりを推進していくことは重要でございます。市街地の再開発事業の推進を図るために、区や市を通じました財政支援を行うとともに、国に対しましては、工事費の高騰に対しましての支援、また財源確保を働きかけてまいります。

また、都市開発の様々な制度における公共貢献でございますけれども、今後、改定いたします都市づくりのグランドデザインを踏まえて検討していく考えでございます。

それから、昨年もお話がありました駐車場の件でございますが、社会経済の情勢、また、都民のニーズを的確に捉えてまちづくりに生かしていくことは重要でございます。駐車場条例につきましては、学識経験者による検討委員会を設置しまして、利用実態調査の結果などを基にして見直しに向けた検討を開始しております。また、既存の地区計画における用途制限については、地区の状況などを確認しながら、適切に対応してまいります。

その他ご要望につきましては、担当の局からお答えさせていただきます。

○司会 それでは、2番目のご要望の防災センターの部分については、市川消防総監、お願いいいたします。

○消防総監 消防総監の市川でございます。日頃から消防行政にご理解、ご協力を賜っております。本当にありがとうございます。

私からは、防災センターに関する技術上の基準の改正及び要件等の見直しについて回答させていただきます。

労働力不足が深刻化する中、第26期火災予防審議会の答申を踏まえ、持続可能な自衛消防体制を確立するため、本年10月に防災センター要員の対応行動の合理化や遠隔監視等に関する基準の一部改正を行いました。引き続き社会情勢の変化に応じた防災センターの在り方について、関係者の皆様からのご意見を賜りつつ、検討してまいります。私からは以上です。

○司会 そして、3点目のご要望について、まず、都市整備局の栗谷川技監、お願いいいたします。

○都市整備局技監 都市整備局でございます。日頃より当局の事業にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

私から、エリアマネジメントの推進についてご回答させていただきます。

エリアマネジメント団体への屋外広告物条例に基づく特例許可につきましては、審議会の回数を増やすことにより、広告物の掲出までの期間短縮を図ってございます。また、公開空地の活用を促進するため、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づくまちづくり団体の登録制度の登録要件の緩和を行うなど、エリアマネジメントの推進に努めているところでございます。私からは以上でございます。

○司会 そして、3番目については、建設局の久野道路監からもお願いいいたします。

○建設局道路監 建設局の久野でございます。

道路占用料についてですが、行幸通りなど、国家戦略特区に指定されている地区や、歩行者利便増進道路等につきましては、道路占用許可の特例によりまして、国の考え方に乗じて、一定の条件の下、占用料の90%を減額する措置を講じているところでございます。以上でございます。

○司会 そして、4点目のご要望については、田中産業労働局長、お願いいいたします。

○産業労働局長 産業労働局でございます。いつもお世話になってございます。

2050年のゼロエミッション東京の実現に向けた取組についてということでお答えさせていただきます。

ゼロエミッションの実現に向けて、オフィスビルなどでの再エネの利用ですか、あと、省エネの推進は重要でございます。東京都では、都内の事業所が再エネを活用するための設備投資などに支援を行っております。また、EVからビルに電気を供給できる取組の後押しも行ってございます。さらに都内の中小企業などに対しまして、省エネ設備の導入等に係る経費の一部を補助してございます。そのほかにも省エネ効果の大きい建築物の普及を促進するための中小規模事業所のゼロエミッションビル化ですか、あと、工場等から発生する廃熱等を抽出する設備導入の支援を実施してございます。さらには、加えまして、都内建築物にコーチェネレーションシステムを導入する取組も支援してございます。今後も多様な事業者のニーズを踏まえまして、引き続き支援を続けてまいります。

○司会 ご要望の具体的な検討につきましては、来年度の東京都の予算編成が今進んでいるところでございますので、この中で一件一件精査をさせていただきます。あるいは国への働きかけを進めていくということで、引き続きのご理解をいただければと存じます。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(一般社団法人東京ビルディング協会 退室)

○司会 続きまして、東京土地家屋調査士会の皆様でいらっしゃいます。

(東京土地家屋調査士会 入室)

○司会 ありがとうございます。お席にお進みいただきますようお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いします。

○小池知事 東京土地家屋調査士会の皆様方には、日頃より都政へのご理解、ご協力を賜っております。ありがとうございます。また、土地家屋の安全な取引に向けました取組、災害復興に関する活動にご尽力もいただいております。感謝申し上げます。

それでは、早速ではございますが、現場の実情にお詳しい皆様からのご意見、ご要望も伺わせていただきます。限られた時間ではございますけれども、よろしくお願い申し上げます。

○東京土地家屋調査士会（橋立会長） 東京土地家屋調査士会会长の橋立と申します。今日は貴重なお時間を、また、このような機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。こちらのほうから、手短にご要望させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○東京土地家屋調査士会（野城会長） では、続けて、要望事項について、私、野城のほ

うから発言させていただきます。

要望事項の1番目は、昨年も同じ形でお願いしていますので、その辺はもうご理解していただいていると思いますので、細かく言うのはちょっと時間の関係でやめさせていただきますので、これも引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○東京土地家屋調査士会（味田副会長） 2番目につきましては、味田のほうから説明させていただきます。

都内自治体において保管している分筆申告図等についてでございます。

現在、地積測量図につきましては、法務局の支局、出張所において、管理、永久保存されております。法務局で管理している地積測量図は、おおむね昭和40年から50年以降に作成されたものになりますが、実はそれ以前の地積測量図、分筆申告図については、都内多摩地区における各市町村において、それぞれ管理、保管されており、公開している市町村、公開してない市町村がございます。

資料1をご覧ください。しかしながら、この資料の保管につきましては、保管場所や保管管理費用等の面から公開終了する、あるいは廃棄等を検討しているという情報も寄せられております。そういう市町村につきましては、貴重な資料ですので、廃棄しないようにというようにお願いをしてるところでございますが、これらの資料につきましては、都民の土地財産を明確にする貴重な資料であるとともに、歴史的にも価値が高いものであり、失われてしまうことは都民の利益の損失となります。現に、これらの資料は、境界確定訴訟、裁判なんかの証拠書類に採用されるケース、また、法務局における筆界特定の際の重要な資料として採用されております。したがって、これにつきまして、東京都における、東京都公文書館等での管理、保管、または各市区町村への助成等の、それらに係る予算の確保を要望したいということでございます。よろしくお願ひいたします。

○東京土地家屋調査士会（築添常任理事） では、3番目の築添がお話しさせていただきます。

公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務委託最低制限価格制度導入についてでございます。

低廉な価格で落札されているケースが多く見受けられます。入札の性質上、価格が低くなるのはやむを得ないんですが、落札業者（従業員等）の労働環境にも影響を及ぼす可能性があり、問題があると考えます。

なお、国土交通省近畿地方整備局の発信文書には、予定価格が1,000万円以下の業務についても、予定価格の60%が品質確保基準価格であるということが記載がございます。そこで、入札の際には、最低制限価格を設定するか、設定している場合は既存の価格の制限価格を引き上げて、健全な競争入札を要望いたします。以上です。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントお願ひいたします。

○小池知事 それでは、最初の多摩建築指導事務所についてのご要望についてでござります。

狭い道路、狭隘道路の拡幅整備というのは、良好な生活環境の形成、また、避難経路の確保のためにも重要でございます。多摩地域の多くで狭い道路、狭隘道路の拡幅整備が進んでおりますが、一方で事業が実施されていない、そのような自治体もございます。

都は、こうした自治体に対しまして、技術的な支援、また、建築計画の情報提供を行っております。また、体制の整備に向けて働きかけをするなど、地元の自治体によります拡幅整備を促してまいります。

その他ご要望がございました。担当局のほうからお答えさせていただきます。

○司会 それでは、2点目のご要望について、佐藤総務局長、お願いいいたします。

○総務局長 私のほうからは、都内自治体において保管している分筆申告図のご要望についてお答えをさせていただきます。

東京都公文書館では、都の諸活動ですとか、あるいは歴史的事実の記録である公文書を引き継いで保存をしておりまして、各区市町村が作成、または取得する公文書につきましては、各区市町村の条例などに従い管理をされているところでございます。都としては、各区市町村において、公文書が適切に管理されるよう周知を図ってまいります。

○財務局長 そして、3点目の入札制度については、私のほうからお話をさせていただきます。

改めまして、財務局長の山下と申します。よろしくお願いいいたします。

お話をありましたように、著しい低価格での受注は契約の品質の確保、そして、担い手の確保に支障を来すことが懸念されますことから、最低制限価格制度を適切に活用することが有効な手法の一つであるというふうに私どもは考えております。そして、都といたしましては、最低制限価格制度の導入に当たりましては、客観的な積算基準が必要であるというふうに考えております。一方で、都が発注しております業務委託は多種多様でございまして、今、都庁の中で業務内容に応じた複数のやっぱり積算が存在しているということがございますので、この積算方法を共通化することによる影響ですとか、適用範囲などについて、今後も検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

そして、特に品質の確保、あるいは向上を図っていく必要があるお仕事、業務につきましては、価格と技術力のこの両面を評価する総合評価方式がございますので、この活用についても推進をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○司会 いずれにしましても、ご要望については、今、都庁の中で来年度の予算編成を進めておりますので、制度の運用についても、様々な見直しを行っていますので、あわせて、この中で進めていきたいというふうに考えておりますので、引き続きのご理解を賜ればと考えております。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(東京土地家屋調査士会 退室)